

名張市立図書館資料除籍要綱等の一部を改正する要綱新旧対照表

名張市立図書館資料除籍要綱（第1条関係）

改正	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>図書館が収集し、整理し、保存して、一般の利用に供する図書、記録その他必要な資料</u>（以下単に「資料」という。）の適正な管理と活用を図るため、資料の除籍に関し、名張市会計規則（平成20年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(除籍の基準)</p> <p>第3条 除籍の対象となる資料の基準は、<u>次のとおりとする。ただし、郷土に関する資料及び館長が必要と認めたものは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 数量更正 <u>受入済みの資料を合冊又は分冊して数量変更するもの</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(除籍手続)</p> <p>第4条 <u>資料</u>を除籍しようとするときは、図書館資料除籍調書（別紙様式）で、館長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この要綱に定めるもののほか、図書館における資料の除籍に関し必要な事項は、<u>館長</u>が別に定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>名張市立図書館資料</u>（以下「資料」という。）の適正な管理と活用を図るため、資料の除籍に関し、名張市会計規則（昭和42年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(除籍の基準)</p> <p>第3条 除籍の対象となる資料の基準は<u>次のとおりとする。ただし郷土資料に関するもの及び館長が必要と認めたものは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 数量更正 <u>受け入れ済みの資料を合冊又は分冊して数量変更するもの</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(除籍手続き)</p> <p>第4条 <u>当該資料</u>を除籍しようとする時は、図書館資料除籍調書（別紙様式）で、館長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この要綱に定めるもののほか、図書館における資料の除籍に関し必要な事項は、<u>図書館長</u>が別に定める。</p>

(改正)

図書館資料除籍調書

館長	職員					年 月 日
		下記の資料が不用のため次のように除籍してよろしいか				
除籍決定年月日		年 月 日				
番号	登録番号	書名	出版社	単価	摘要	
除籍の理由	第3条	1 亡失 2 汚損・破損 3 不用 4 移籍 5 数量 6 譲与 7 その他				
備考		処 理	資料原簿の除籍	電算上の記録除籍		
			年 月 日	年 月 日		

(現行)
図書館資料除籍調書

館長	館員					年 月 日
下記の図書館資料が不用のため次のように除籍してよろしいか						
除籍決定年月日						
年 月 日						
番号	登録番号	書名	出版社	単価	摘要	
除籍の理由	第3条 1 亡失 2 汚損・破損 3 不用 4 移籍 5 数量 6 譲与 7 その他					
備考			処理	資料原簿の除籍	電算上の記録除籍	
				年 月 日	年 月 日	
				㊞	㊞	

(注) 1 処理欄には実際に処理を行った者の捺印と日付を記入する。
2 備考欄は処理方法等を記入する。

名張市立図書館対面朗読サービス実施要綱（第2条関係）

改正	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>視覚障害者等（視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者をいう。以下同じ。）</u>に対し対面朗読サービス（以下「サービス」という。）を実施することにより、<u>視覚障害者等の教養の増進と福祉の向上に資することを目的とする。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 サービスの対象者は、名張市内に住所を有する<u>視覚障害者等</u>とする。</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第3条 サービスの利用を希望する者は、利用を希望する日の1週間前までに本人又は代理人が来館又は電話等の方法で館長に申し出ることに<u>より予約しなければならない。</u></p> <p>(実施場所等)</p> <p>第4条 サービスを実施する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施日は、毎月第2及び第4木曜日とし、実施時間は、午後2時から午後5時までの間とする。<u>ただし、この日が休館日であるとき、又はサービスの提供が困難なときは、館長が別に定める日に実施する。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 利用時間は、1人<u>当たり</u>1日につき1時間以内とする。</p> <p>(朗読者)</p> <p>第6条 朗読は、<u>館長が適当と認めた者が行うものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、<u>館長が定めるものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>視覚障害者</u>に対し対面朗読サービス（以下「サービス」という。）を実施することにより、<u>視覚障害者の教養の増進と福祉の向上に資することを目的とする。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 サービスの対象者は、名張市内に住所を有する<u>視覚障害者</u>とする。</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第3条 サービスの利用を希望する者は、利用を希望する日の1週間前までに本人又は代理人が来館又は電話等により<u>名張市立図書館長へ予約しなければならない。</u></p> <p>(実施場所等)</p> <p>第4条 サービスを実施する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施日は、毎月第2及び第4木曜日とし、実施時間は、午後2時から午後5時までの間とする。<u>ただし、この日が名張市立図書館規則（昭和62年規則第4号）第8条に規定する休館日にあたるときは、その翌日とする。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 利用時間は、1人<u>あたり</u>1日につき1時間以内とする。</p> <p>(朗読者)</p> <p>第6条 朗読は、<u>名張音訳グループ「こだま」の会員が担当する。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は<u>名張市立図書館長が定めるものとする。</u></p>

名張市立図書館身体障害者図書、CD及びカセットテープ貸出郵送サービス等実施要綱（第3条関係）

改正	現行
<p>第2条（略）</p> <p>2 サービスの提供を受けようとする者は、事前に<u>館長に申し出ることにより、身体障害者図書等貸出登録をしなければならない。</u></p> <p>（貸出しの方法）</p> <p>第3条 <u>貸出し</u>は、本人又は代理人が来館又は電話等によりその<u>手続</u>をしなければならない。</p> <p>（郵送料）</p> <p>第6条 <u>貸出し</u>及び返却に伴う図書、CD及びカセットテープの郵送に要する経費は、無料とする。</p> <p>（その他）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、<u>館長</u>が定めるものとする。</p>	<p>第2条（略）</p> <p>2 サービスの提供を受けようとする者は、事前に<u>名張市立図書館長に身体障害者図書等貸出登録をしなければならない。</u></p> <p>（貸出の方法）</p> <p>第3条 <u>貸出</u>は、本人又は代理人が来館又は電話等によりその<u>手続</u>をしなければならない。</p> <p>（郵送料）</p> <p>第6条 <u>貸出</u>及び返却に伴う図書、CD及びカセットテープの郵送に要する経費は、無料とする。</p> <p>（その他）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は<u>名張市立図書館長</u>が定めるものとする。</p>